ア　「Aleph」は、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動方針をより一層鮮明にし、麻原の肖像写真を祭壇等に掲出して、構成員に麻原の延命を祈願する修行に取り組ませたり、麻原を絶対視し自己犠牲を称揚しているほか、かつて麻原が導入した特異な制度も復活させるなどしている。

イ　また、「ひかりの輪」は、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う活動を殊更に展開しているところ、今なお、真実は、麻原に絶対的に帰依し、その教義を広め、麻原の意思を実現することを目的としており、「ひかりの輪」で用いられている教義、実践されている修行体系等をみても、麻原の説く教義等の根本的な部分を変更・除去することなく維持している状況にある。

⑶　小括

本団体の組織概況、本件期間更新決定後の活動概況等は以上のとおりであって、本件期間更新決定から現在に至るまで活動状況に変化はなく、「Aleph」、「ひかりの輪」の活動形態に違いは見られるものの、本団体全体として、麻原の意思に従い、麻原の説く教義を広め、これを実現するために活動しており、その本質に基本的変化はなく、「特定の共同目的」たる「オウム真理教の教義を広め、これを実現すること」を維持していると認められるところ、いずれの構成員も麻原に対して帰依し、麻原の意思の実現のためには麻原の指示に従う者であり、主宰者たる麻原を頂点とした構造において、主宰者たる麻原を介し、麻原の説く教義を広め、これを実現するための多数人の継続的結合体として存在しており、本団体は、依然として団体としての同一性を保持しているものと認められる。

2　法第５条第１項各号該当性

本団体は、次のとおり、法第５条第１項各号に掲げる事項のいずれにも該当する。

⑴　第５条第１項第１号該当性

本団体は、麻原を教祖・創始者とする「オウム真理教」の教義を広め、これを実現することを目的とし、本件期間更新決定後も、無差別大量殺人行為である「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」（以下「両サリン事件」という。）の首謀者であった麻原を主神であるシヴァ神の化身、かつ、教祖に位置付け、絶対的帰依の対象とするなど、組織の頂点に位置付けており、本団体の構成員は、いずれも、麻原及び麻原の説く教義への絶対的な帰依を培いつつ、本団体の最終目的である、麻原が説くところの「衆生救済」の実現に向けた活動を行っているが、麻原の意思の捉え方や目的実現のための活動方針は必ずしも一様ではない。

すなわち、前記第３・１・⑵のとおり、「Aleph」においては、従来の活動形態を維持しつつ、麻原を前面に出し、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調して、麻原及び麻原の説く教義に絶対的に従う意識の扶植を図っているほか、活動方針等に関する重要事項についても、麻原の説法その他の言動に基づき、その意思を推し量りながら決定を行うなどしている。また、「ひかりの輪」においては、麻原が創始した「オウム真理教」の維持・発展のため、かかる活動を行うことが麻原の意思に合致するとの認識に基づき、表面上、麻原の影響力を払拭したかのように仮装して活動するなど、その活動方針、活動態様等に差異が存するが、それは、本団体の中心的な内部組織、すなわち、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する方針を鮮明にしている「Aleph」と、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う「ひかりの輪」のそれぞれにおいて、麻原の意思の捉え方や麻原に対する帰依の在り方に関する考えに相違が生じた結果にすぎない。

以上の事実から、本団体は、「Aleph」、「ひかりの輪」を中心的な内部組織として、麻原を絶対的帰依の対象とし、麻原を教祖・創始者とする「オウム真理教」の教義を広め、これを実現するため、麻原の意思に従い、麻原の言動等からその意思を推し量り、活動方針を決定しているものと認められ、麻原が本団体全体の活動に絶対的な影響力を有していることは明らかである。

⑵　同第２号該当性

ア　本団体は、無差別大量殺人行為である両サリン事件の首謀者であった麻原を組織の頂点に位置付け、麻原及び麻原の説く教義への絶対的帰依を培い、麻原の意思を実現することを根本的な目的としているところ、麻原は、自らが本団体の代表者であり、教祖としてこれを主宰するものであることを明確に供述し、本団体において、麻原は、依然として絶対的な地位を有している。そして、本団体は、麻原の指示に従い、また、明示的な指示がない場合にも、麻原の意思を推し量りながら、活動方針等に関する重要事項を決定しているほか、麻原は、現在も面会によってその意思を本団体に伝え、いつでも本団体の意思決定及び事務に関与し得る状況にある。

したがって、麻原は、現在も、本団体において、団体の代表者たる役員であり、かつ、構成員であると認められる。

イ　さらに、無差別大量殺人行為に関与した他の者のうち、土谷正実、新實智光、横山真人、渡部和実及び角川知己の５名は、いずれもその言動から、麻原及び麻原の説く教義に従い、同教義を広め、これを実現することを目的として共有している者であると認められる。このうち、角川については、法に基づく公安調査庁長官に対する報告に、本団体がその構成員として明記しているほか、土谷、新實、横山及び渡部の４名についても、本団体を脱退する意思を表明したりすることもなく、本団体の内部組織である「人権救済基金」から生活・裁判等の支援を受けている。また、死刑確定者である土谷、新實及び横山のうち、少なくとも新實については、刑事収容施設法第120条第２項の規定に基づき、親族等以外の者との面会等の外部交通に関し、刑事施設の長の許可した者に「Aleph」の構成員を指名し、組織運営等に係る事項を「Aleph」から聴取していると認められる。

したがって、土谷、新實、横山、渡部及び角川の５名は、現在も、本団体において、構成員であると認められる。

⑶　同第３号該当性

本団体においては、両サリン事件が行われた時に代表者たる役員であった麻原が、現在も代表者たる役員であると認められる。また、両サリン事件が行われた時に、「ロシア支部大臣」及び「郵政省大臣」として、それぞれ本団体の重要な業務を統括し、本団体の重要な意思決定に関与し得る立場の役員であったと認められる上祐史浩（以下「上祐」という。）及び松本明香里の両名は、現在も、本団体の活動方針等に関する重要事項を決定するなどしており、本団体の役員であると認められる。

⑷　同第４号該当性

ア　本団体は、麻原を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とするところ、本団体の教義の根幹をなすものは、麻原の説く衆生救済の実践であるとしてきた。そして、本団体は、衆生救済を実現するため、麻原の教義に基づく理想郷（シャンバラ）を我が国に建設する「日本シャンバラ化計画」を推進するとともに、衆生救済に至る最速の道であり、最終的には、グルである麻原に対し、自分の一切のものを捨てて、自分自身を投げ出し、麻原との合一を目指すとするタントラ・ヴァジラヤーナの実践を重視してきた。この麻原の説くタントラ・ヴァジラヤーナの実践には、その具体的規範として、結果のためには手段を選ばず、本団体の活動に反対する勢力や悪業を積む者については、これを殺害することも正当化されるなどとする殺人を勧める内容が含まれている。そして、構成員に対しては、それを実践するための修行として、弟子に自己の意思を捨てさせ、絶対的な存在である麻原が課した試練を乗り越えさせる「マハームドラーの修行」を課していたところ、両サリン事件も、当時の構成員が、「マハームドラーの修行」として、自己の意思を捨てて麻原の意思に従い、衆生救済のためのタントラ・ヴァジラヤーナの実践として引き起こしたものである。